

○総務省告示第四百四十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月二十一日から施行する。

平成二十八年十二月二十日

総務大臣 山本 早苗

別表第一号に次のように加える。

<p>12 欧州郵便電気通信主管片会議勸告 T / R 61 — 02付録第2号別表第1号に規定</p>	<p>同勸告 T / R 61 — 02付録第2号別表第1号に規定される資格</p>	<p>第一級アマチュア無線技士</p>	<p>第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作</p>
--	--	---------------------	---------------------------------

される国